

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員選考規程

平成16年4月1日
規程第 46 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における教員選考に関し必要な事項を定める。

(選考会議の設置)

第2条 教員選考を実施するため、教員選考会議を置く。

(教員選考会議の選考)

第3条 次の表の左欄の組織の教員候補者は、右欄の教員選考会議が選考する。

左 欄	右 欄
先端科学技術研究科	先端科学技術研究科教員選考会議
総合情報基盤センター	総合情報基盤センター教員選考会議
遺伝子教育研究センター	遺伝子教育研究センター教員選考会議
物質科学教育研究センター	物質科学教育研究センター教員選考会議
データ駆動型サイエンス創造センター	データ駆動型サイエンス創造センター教員選考会議
デジタルグリーンイノベーションセンター	デジタルグリーンイノベーションセンター教員選考会議
保健管理センター	保健管理センター教員選考会議
教育推進機構	教育推進機構教員選考会議
研究推進機構	研究推進機構教員選考会議

(教員選考会議)

第4条 前条の各教員選考会議は、次に掲げる委員でそれぞれ組織する。

(1) 次に掲げる教員選考会議の種類に応じ、それぞれ定める者（以下「研究科長等」という。）

- イ 先端科学技術研究科教員選考会議 先端科学技術研究科長
- ロ 総合情報基盤センター教員選考会議 総合情報基盤センター長
- ハ 遺伝子教育研究センター教員選考会議 遺伝子教育研究センター長
- ニ 物質科学教育研究センター教員選考会議 物質科学教育研究センター長

一長

ホ データ駆動型サイエンス創造センター教員選考会議 データ駆動型サイエンス創造センター長

ヘ デジタルグリーンイノベーションセンター教員選考会議 デジタルグリーンイノベーションセンター長

ト 保健管理センター教員選考会議 学長

チ 教育推進機構教員選考会議 教育担当理事

リ 研究推進機構教員選考会議 研究担当理事

(2) 前号イの選考会議にあつては、選考する領域の領域長

(3) 学長が指名する者

(4) その他必要に応じて研究科長等が指名する者

2 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名する学長の在職する期間を限度とする。

3 第1項第4号の委員の任期は、研究科長等が必要と認める期間とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名する研究科長等の在職する期間を限度とする。

4 教員選考会議に議長を置き、研究科長等をもって充てる。

5 議長は、教員選考会議を主宰する。

6 教員選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

7 教員選考会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

(議長の代行)

第4条の2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が議長の職務を代行する。

(選考における手続の特例)

第4条の3 先端科学技術研究科長は、第3条の表に掲げる先端科学技術研究科教員選考会議において准教授（研究室を主宰する准教授を選考する場合を除く。）又は助教を選考する場合であつて、当該選考を行う領域に関する専門的知識等が必要と認めるときは、第4条第1項第1号イの委員を先端科学技術研究科長が指名する先端科学技術研究科副研究科長にさせることができる。

(教員候補者の推薦)

第5条 教員選考会議の議長は、学長に教員候補者を推薦する。

(教員選考の決定)

第6条 学長は、前条の推薦に基づき、教育研究評議会の審議を経て、教員候補者を決定する。

- 2 学長は、当該教員候補者について不相当と認める場合は、再度選考させることができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教員選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に、教員候補者について教授会の議に基づき学長が決定した者は、第6条の規定により決定された者とみなす。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年7月26日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日前に学長が採用することを決定した教員候補者のうち助教の取扱いについては、この規程による改正前の第6条第1項ただし書きの例により行われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行し、この規程による改正後の第3条第2項は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の前日までに改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員選考規程第3条の規定により情報科学研究科、バイオサイエンス研究科及び物質創成科学研究科の教員選考会議において、先端科学技術研究科の教員候補者として選考された者は、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員選考規程の規定により選考された先端科学技術研究科の教員候

補者とみなす。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年11月19日から施行する。ただし、第3条の表の右欄に掲げるデジタルグリーンイノベーションセンター教員選考会議及び第4条第1項第1号への改正規定の施行日については、令和3年1月1日とする。
(デジタルグリーンイノベーションセンター設置前の教員選考)

2 デジタルグリーンイノベーションセンター設置前の教員候補者の選考は、第3条の規定にかかわらず、奈良先端科学技術大学院大学デジタルグリーンイノベーションセンター設置準備室規程(令和2年規程第2号)第3条に規定するデジタルグリーンイノベーションセンター設置準備室会議が行う。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。